

●香川県警察本部告示第3号

香川県警察職員の職の設置に関する規程及び香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月31日

香川県警察本部長 千野啓太郎

香川県警察職員の職の設置に関する規程及び香川県警察公舎等管理規程の一部を改正する規程

(香川県警察職員の職の設置に関する規程の一部改正)

第1条 香川県警察職員の職の設置に関する規程(平成12年香川県警察本部告示第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>(警察官、事務職員又は研究職員をもって充てる職)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>企画調整官</u></p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>会計指導官</u></p> <p>(8)～(34) 略</p> <p>2・3 略</p> | <p>(警察官、事務職員又は研究職員をもって充てる職)</p> <p>第2条 香川県警察本部に次に掲げる職を置き、警察官、事務職員(職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第3条第1項第1号の行政職給料表の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)又は研究職員(同項第3号の研究職給料表の適用を受ける職員をいう。)をもってこれに充てる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6)～(32) 略</p> <p>2・3 略</p> |

(香川県警察公舎等管理規程の一部改正)

第2条 香川県警察公舎等管理規程(平成12年香川県警察本部告示第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(定義等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 公舎 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)、香川県警察本部の部長、首席監察官、<u>地域監</u>、<u>統括参事官</u>、参事官又は課長若しくはこれと同等の職にある者、警察署長その他警察本部長が指定する</p> | <p>(定義等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公舎等を次のとおり区分する。</p> <p>(1) 公舎 香川県警察本部長(以下「警察本部長」という。)、香川県警察本部の部長、首席監察官、地域監、参事官又は課長若しくはこれと同等の職にある者、警察署長その他警察本部長が指定する職にある者で、</p> |

職にある者で、その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものに係る公舎等

(2) 略

その職務を遂行するため当該庁舎に近接して居住する必要があるものに係る公舎等

(2) 略

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。